

中国の職業病防止管理体制 と規格体系

中国疾病予防コントロールセンター

職業衛生・中毒コントロール所

李涛

- 一. 職業衛生管理体制
- 二. 職業病防止にかかる法体系と基本制度
- 三. 職業衛生規格体系

職業衛生管理体制

- 予防中心・防止融合、分類管理、総合対策
- 使用者が職業病防止の主體的責任を負担
- 国が職業衛生監督制度を実施

- **職業病防止業務の方針**: 予防を中心とし、防止と組み合わせる
- **職業病防止業務のメカニズム**: 使用者が責任を負い、行政機関が監督管理を行い、業界が自己規制し、従業員が参与し、社会全体が監督する
- **職業病防止管理の原則**: 分類管理、総合的対策

職業病防止法第9条

- 使用者は、自らの事業場で発生した職業病危害に責任を負う。主な責任者は、自らの事業場の職業病防止業務に全面的な責任を負う。
- 労働者のために国家職業衛生規格と衛生要件に適合した労働環境・条件を創出し、労働者の職業衛生が保護されるよう対策を講じなければならない。
- 職業病防止責任制を構築、整備し、職業病防止の管理を強化し、職業病防止水準を高める。

職業病防止法第4～6条

- **職業病防止監督管理体制は、国が職業病防止業務の監督管理を実施する上で採用する組織形式と基本制度である。**
- 安全監督部門、衛生部門、労働保障部門は、その職責に従い、職業病防止の監督管理業務を担当する。関係部門は、それぞれの職責の範囲内において、職業病防止に係る監督管理業務に責任を負う。
- 安全監督部門、衛生部門、労働保障部門は、職業衛生監督管理部門と総称する。

- **安全監督・管理部門**:主として生産過程における作業場の職業病予防の監督管理に責任を負う。
- **衛生・計画生育部門**:主として職業病の診断治療の監督管理に責任を負う。
- **人的資源・社会保障部門**:主として職業病患者の社会保障の監督管理に責任を負う。

安全監督・管理部門の職業病防止に関する職責

1. 使用者に対し、職業病防止に関する法令と基準の実施徹底状況を監督・検査し、職業病危害事故と法令・規則違反行為を取り締まる
2. 建設事業の職業衛生「3つの同時」審査および監督検査、ならびに使用者の職業病危害項目届出に責任を負う。
3. 職業衛生測定・評価技術サービス機関の資格認定と監督管理業務に責任を負う。
4. 国の職業衛生規格のうち、使用者の職業病危害因子の工学的規制、職業防護施設、個人の職業病保護などの関連規格の立案を組織する。

衛生行政部門の職業病防止にかかる職責

1. 国家職業衛生規格の制定を組織し、公布する。
2. 職業病分類目録を関連部門と共同で制定、調整し、公布する。
3. 重点職業病のモニタリングと特別調査を実施し、職業健康リスク評価を行い、職業病防止策を提示する。
4. 健康診断、職業病診断機関の審査および監督管理に責任を負う。職業病診断・鑑定業務の監督・管理を行う。
5. 職業病報告の管理と公表。

労働保障部門の職業病防止にかかる職責

- 1. 労働雇用管理**: 労働契約の実施状況に関する監督・管理に責任を負い、使用者が法により労働契約を締結するよう督促する。
- 2. 職業病患者保障**: 労災保険の監督管理を行う。職業病の診断結果に基づき、職業病患者の社会保障を着実に行う。

- 関係部門の監督・管理業務
- 発展・改革部門、建設行政部門：建設事業の立案・竣工検査管理に責任を負う。
- 科学研究行政部門：職業病防止業務に関する新技術、新工程、新設備、新材料の科学研究や成果の普及に責任を負う。
- 工業・情報化部門：産業発展と産業政策などの制定に責任を負う。

地方衛生・計画生育行政部門の職責

1. 省級以上の衛生行政部門は、職業健康診断と職業病診断を担う医療衛生機関の許可に責任を負う。省級の職業病鑑定、専門家バンクの管理を組織する。
2. 設区市級以上の衛生行政部門は、職業病診断鑑定委員会による職業病診断への異議鑑定を組織し、職業病診断鑑定専門家バンクの管理に責任を負う。
3. 県級以上の衛生行政部門は、所轄行政区域内の職業病統計報告の管理業務に責任を負う。

衛生・計画生育行政部の職業病防止に関する 法執行の職責

1. 医療衛生機関が職業病、職業病疑いを規定に従って報告しない行為に対し処罰を行う。
2. 医療衛生機関が許可を得ずに無断で職業健康診断、職業病診断に従事する行為に対し処罰を行う。
3. 職業健康診断、職業病診断を担う医療衛生機関が権限を超えて職業健康診断、職業病診断に従事し、虚偽の証明文書を発行する行為に対し処罰を行う。

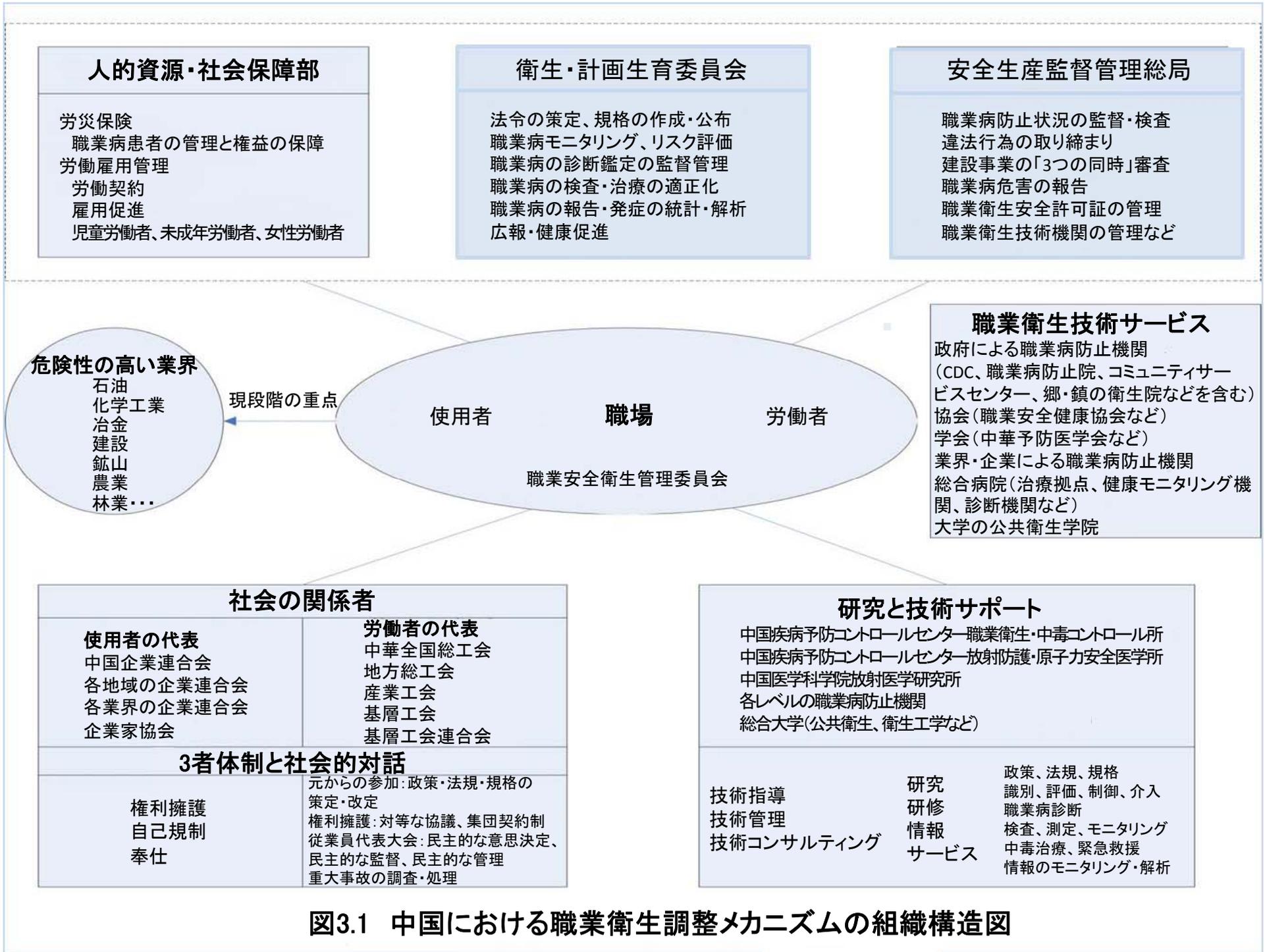
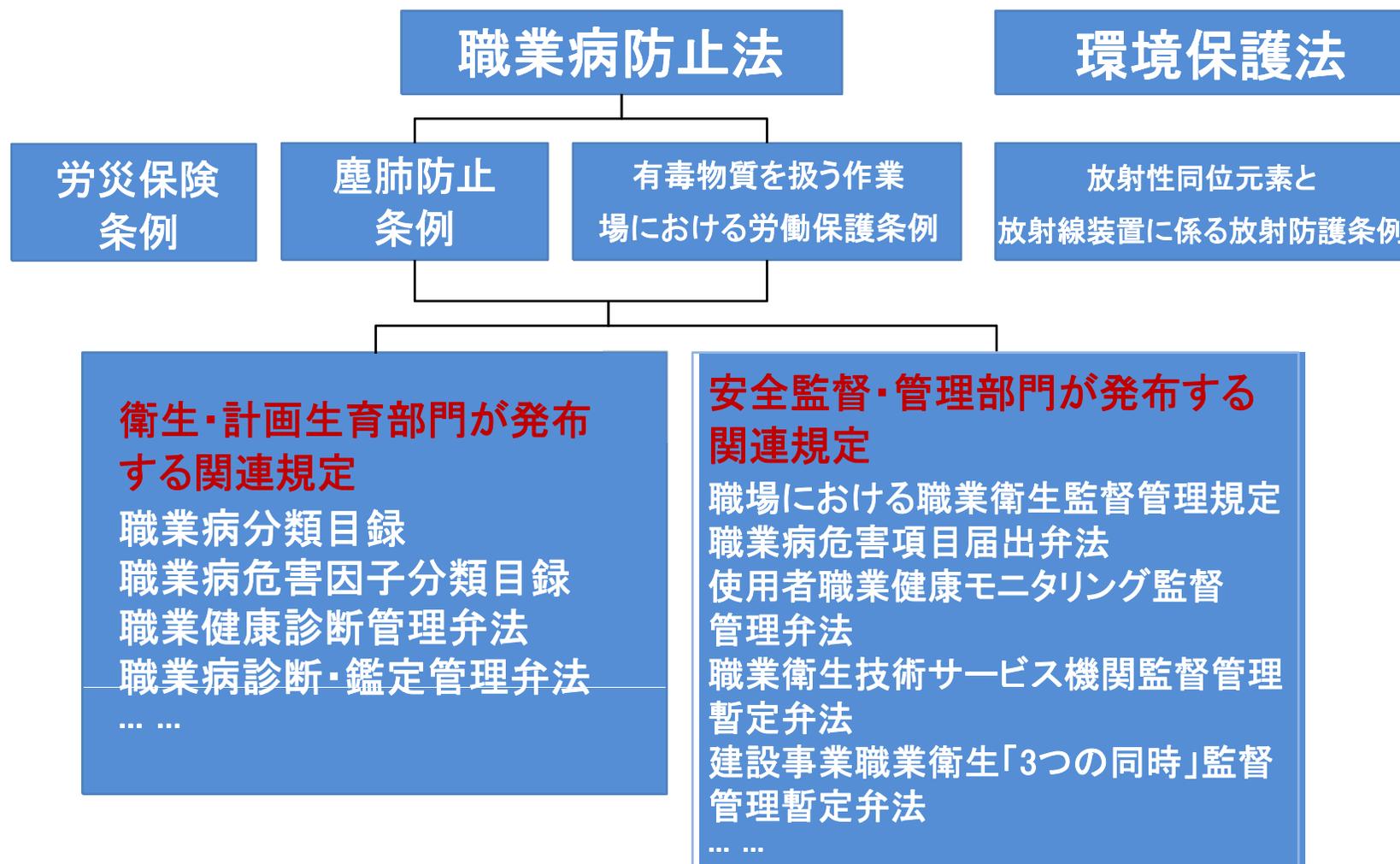


図3.1 中国における職業衛生調整メカニズムの組織構造図

職業病防止にかかる法体系と基本制度



●職業病防止管理に関する基本制度

1. 職業病危害の事前予防制度
2. 労働過程における職業病危害防護制度
3. 職業病診断鑑定制度
4. 職業病労災保障制度

●職業病危害の事前予防制度

- 職業病危害届出制度
- 放射線作業、毒性の高い作業、危険性の高い粉じん作業に対し、特別管理制度を実施する。
- 建設事業職業病危害事前評価制度
- 建設事業職業病危害防護施設の「3つの同時」審査制度
- 入職前の職業健康診断制度

- 労働過程における職業病危害防護制度

- 作業管理制度
- 化学品管理制度
- 職場における職業病危害因子の定期測定・評価制度
- 職業健康モニタリング制度
- 職業衛生記録管理制度
- 職業衛生研修制度
- 職業病危害警告・通知制度
- サプライヤー職業病危害通知制度
- 急性職業病危害事故緊急救援制度

職業病危害項目届出制度

- 職場に職業病目録に収録されている危害因子がある場合は、所在地の安全監督部門に届出を行い、監督・管理を受けなければならない。
- 職業病危害項目の届出は、所在地におけるレベル別管理が実施されている。中央企業、省に所属する企業は、所在地の設区市級安全監督部門に届け出る。
- その他使用者は、その職業病危害項目を所在地の県級安全監督部門に届け出る。

建設事業の職業病危害事前評価および防護施設の「3つの同時」制度

- フィージビリティスタディ段階で職業病危害事前評価を行う。事前評価報告書が安全監督部門の審査・同意を得ていない場合、関係部門は、これを承認してはならない。
- 職業病防護施設と主体工事は同時に設計され、同時に施工され、同時に生産・稼働が開始するようにする。危害が深刻な建設事業については、その防護施設の設計が安全監督部門の審査を経て、国家規格と衛生要件に適合したと認められて初めて着工することができる。

- 建設事業の竣工検査の前に、建設業者は、職業病危害抑制効果評価を実施しなければならない。検収時に、その職業病防護施設が安全監督部門の検収に合格して初めて、正式に稼働・利用することができる。
- 職業病危害事前評価、制御効果評価は、相応の資格・認定を取得した職業衛生技術サービス機関が担う。

作業管理制度

● 原材料と設備の使用・管理

- 労働者の健康に資する新技術、新工程、新設備、新材料を優先して採用する。
- 国が明確にその使用を禁止する、職業病危害の恐れのある設備や材料の生産、取扱、輸入、使用を禁ずる。
- 採用した技術、工程、設備、材料がもたらす職業病危害を知らず、それを隠蔽したことによってもたらされた結果に対し責任を負う。

●防護施設、個人用保護具の使用と維持管理

- 効果的な職業病防護施設を採用
- 労働者に個人用の職業病保護具を提供

●急性職業危害に関する特別規定

- 有毒・有害な作業場に警報装置を設置
- 現場救急用品、洗浄設備、緊急避難通路と必要な危険物質排出区域を設置。

●職業危害の移転の抑制：職業病危害が発生する作業を違法に移転または受け入れてはならない。

職場における職業病危害モニタリング評価制度

- 専任者が職業病危害因子の日常的モニタリングを担当する。
- 職場の職業病危害因子の測定・評価を定期的に行う。
- 測定・評価結果を使用者の職業衛生記録に保存する。
- 所在地の安全監督部門に定期的に報告し、労働者に公表する。
- 職業病危害因子の測定・評価は、資格認定を取得した職業衛生技術サービス機関が担う。

サプライヤー管理制度

- 職業病危害の恐れのある設備または職業病危害の恐れのある化学材料および放射性物質を提供する場合、中国語での説明書や警告表示、中国語での警告説明を提供しなければならない。
- 職業病危害に関する化学材料を初めて使用または輸入する場合は、衛生・安全監督部門に当該化学材料の毒性鑑定ならびに登記・登録もしくは輸入許可の文書など資料を届け出なければならない。

職業病危害通知制度

- 目立つ場所に掲示板を設置し、職業病防止に関する規定・制度、作業手順、緊急救援措置、職業病危害因子の測定結果を公表する。
- 深刻な職業病危害の発生する作業現場の目立つ位置に、警告表示と中国語での警告説明を設置する。
- 労働者と労働契約を締結するにあたり、労働過程において発生する恐れのある職業病危害およびその結果、防護措置、待遇などをありのままに労働者に通知し、労働契約の中に明記しなければならない。

職業衛生研修制度

- 事業場の責任者、職業衛生の管理者、労働者は、職業衛生研修を受け、法により職業病防止業務を実施しなければならない。
- 使用者は、労働者に対し、入職前の職業衛生研修および在職中の定期職業衛生研修を行わなければならない。
- 労働者は、職業衛生知識を学習、把握し、作業手順を遵守し、職業病防護設備と個人用職業病保護具を正しく使用し、事故の恐れに気づいたら速やかに報告しなければならない。

職業健康モニタリング制度

- 使用者は、職業病危害に曝露する作業に従事する労働者に対し、入職前、在職中、退職時の職業健康診断を手配しなければならない。急性職業病危害を被る、または被る恐れのある労働者については、速やかに治療を手配し、応急健康診断と医学的観察を行う。
- 検査の結果は、労働者に書面で通知しなければならない。
- 職業健康診断の費用を負担する。
- 職業健康診断は、省級衛生行政部門の許可を得た医療衛生機関が担う。

職業衛生記録制度

- 職業衛生記録と労働者職業健康モニタリング記録を作成する。
- 所定の期限に基づき適切に保存する。
- 労働者職業健康モニタリング記録の内容には、労働者の職業歴、職業病危害の曝露歴、職業健康診断結果、職業病診療など、個人の健康に関する資料が含まれる。
- 労働者が職場を離れ、本人の職業健康モニタリング記録の写しを求めた場合は、ありのままに、無償で提供し、写しに署名・捺印する。

- 職業病診断鑑定制度
- 職業病診断と職業病鑑定の2つのプロセスを含む。

	職業病診断	職業病鑑定
組織が異なる	診断機関	行政部門
実施主体が異なる	省級衛生・計画生育部門の許可を得た医療衛生機関	設区市級以上の地方政府衛生部門
管理段階	職業病診断段階	診断完了後
専門家が異なる	3名以上の職業病診断医師が合同診断	5名以上の職業病診断鑑定グループ
内容が異なる	職業病にかかったかどうかの判断	職業病診断に関する紛争
性質が異なる	医療技術的行為	行政技術的行為

- **職業病診断鑑定における使用者の立証責任**
- 使用者は、職業病診断・鑑定に必要な労働者の職業歴や職業病危害曝露歴、職場における職業病危害因子の測定結果などの資料をありのままに提供しなければならない。

職業病防止法第48条

- 使用者は、職業病診断機関の書面による通知を受け取った日から起算して10日以内に、保存している労働者の職業病診断資料をありのままに提供しなければならない。

職業病診断・鑑定管理弁法第24条

- 使用者が職業病危害因子の測定資料を提供しない場合、診断鑑定機関は、労働者の臨床所見、補助検査結果及び労働者の職業歴、職業病危害曝露歴を踏まえ、労働者の訴え、安全監督・管理部門によって提供される日常的な監督検査情報などを参考に、職業病の診断鑑定に関する結論を下さなければならない。

職業病防止法第49条

- 職業病の診断・鑑定に必要な資料の提供を拒否する場合は、警告を行い、期限を定めて是正を命ずる。期限を過ぎても是正しない場合は、5万～20万円の過料を科する。情状が深刻な場合は、職業病危害を発生する作業の中止を命ずる。

職業病防止法第73条

職業衛生規格体系

- 国家職業衛生規格
 - 職業衛生規格(労働衛生規格)
 - 職業病診断規格
 - 職業照射・放射防護規格
 - 職業性放射線疾患診断規格
- 業界職業衛生規格
 - 衛生業界規格
 - 安全生産規格

- 職業衛生規格体系は、その内容により、以下2つのレベルに分けられる。

- 基礎規格**は、他の職業衛生規格の基礎として用いられ、指導的な意味合いを持った規格である。

- 個性規格**は、その内容により、さらに2種類に分けられる。

- **制限性規格**には、量的基準と必要な説明が含まれる。
- **行為規格**には、方法、評価、防護、抑制およびその他衛生安全要件に関する規格が含まれる。

	分野	性質	制定機関
1	職業衛生専門基礎規格	推奨	職業衛生規格委員会
2	職場における作業条件衛生規格	強制	
3	職場における有害因子の職業的曝露制限値		
4	職業危害防護ガイドライン		
5	職業危害測定・検査方法	推奨	
6	労働生理衛生・人間工学規格		
7	職業照射・放射防護規格	強制	放射衛生規格委員会
8	職業防護用品衛生規格		
9	職業健康診断・職業病診断規格	強制	職業衛生規格委員会
10	職業性放射線疾患診断規格		

- 職業衛生規格管理**

- 職業病防止法第12条では、職業病防止に関する国家職業衛生規格は、国務院衛生行政部門がその制定を組織し、公表すると規定している。

- 中央機構編制委員会弁公室2010年104号文書では、安全監督総局は、国家職業衛生規格のうち、使用者の職業病危害因子に対する工学的規制、職業防護施設、個人の職業病保護などの関連規格の策定を組織すると規定している。

●職業衛生規格のコードと番号

－ 国家職業衛生規格のコードは、大文字のピンイン文字から構成される。

－ 強制規格のコードは「GBZ」、推奨規格のコードは「GBZ/T」となる。

－ 国家職業衛生規格の番号は、国家職業衛生規格のコード、公表された通し番号、公表された年号から構成される。

例えば、GBZXXXX-XXXX、GBZ/TXXXX-XXXX

- 職業衛生規格の承認と公布

- 衛生規格委員会の職業/または放射衛生規格専門委員会の審査を通過した規格は、衛生・計画生育委員会がこれを承認し、衛生部通告の形で公布する。

国家職業衛生規格の概要

● 2002年以降、国家職業衛生規格は計164本(規格番号により推定)公布された。GBZ 2.1、2.2は、複数の因子制限値が1つの規格番号を共有する状況を加味し、単独の因子を数えると、公布数は計686本になる。

- 専門基礎規格6本

- 化学的・物理的因子の職業曝露制限値2本

(399の値)

- 測定方法規格259本

- 職業危害防護ガイドライン14本

- 評価規格2本

- 管理規格6本

職業衛生規格体系の概要

国家職業衛生規格

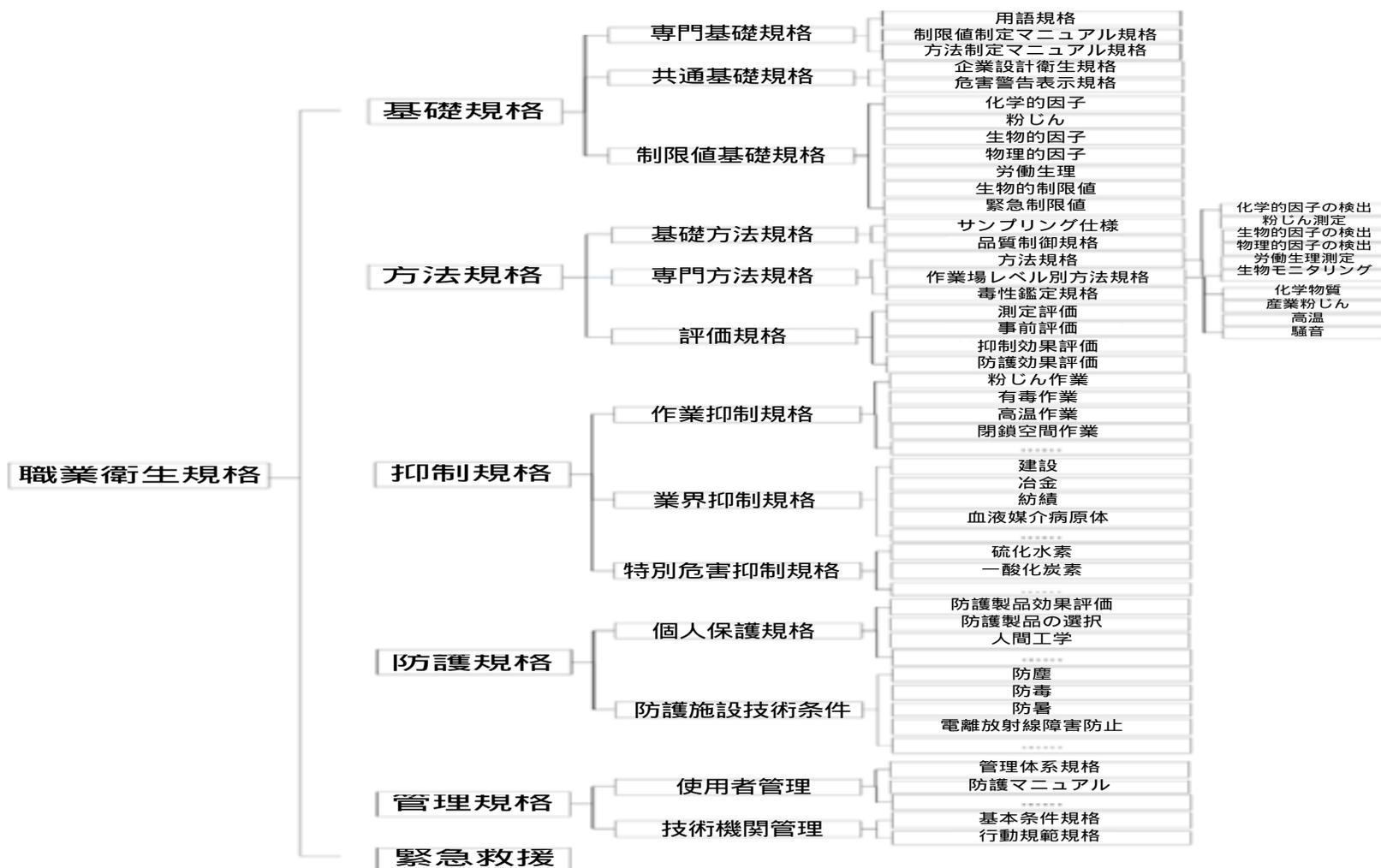
職業衛生

放射衛生

職業病診断規格

職業放射線疾患診断規格

中国の職業病防止業務における職業衛生規格体系



基礎規格

専門基礎規格

OHS用語

OHS作成
ガイドライン

共通規則

工業企業設
計衛生規格

職場警告
表示規格

制限値規格

化学的因子

物理的因子

生物曝露制限値

緊急対応
制限値

1.1 職業衛生専門基礎規格

規格番号	規格名
GBZ/T 224-2010	職業衛生用語
GBZ/T 210.1-5-2008	職業衛生規格制定マニュアル
GBZ/T 210.1-2008	第1部：職場における化学物質の職業曝露制限値
GBZ/T 210.2-2008	第2部：職場における粉じんの職業曝露制限値
GBZ/T 210.3-2008	第3部：職場における物理的因子の職業曝露制限値
GBZ/T 210.4-2008	第4部：職場における空气中化学物質の測定方法
GBZ/T 210.5-2008	第5部：バイオマテリアル中化学物質の測定方法

1.2 職業衛生通則規格

規格番号	規格名	施行日
GBZ 1-2010	工業企業設計衛生規格	2010-8-1
GBZ 158-2003	職場における職業病危害の警告表示	

1.3 職業衛生制限値規格

職場における化学的因子の職業曝露制限値 (GBZ2.1)

規格番号	規格名
GBZ 2.1-2007	職場における有害因子の職業曝露制限値 第1部: 化学的有害因子
	➤ 職場における空气中化学的因子の職業曝露制限値
	➤ 職場における空气中粉じんの職業曝露制限値
	➤ 職場における空气中生物的因子の許容濃度

GBZ 2.1-2007化学的因子OELsの基本概要

危害因子	因子数	TWA			MAC	合計
		小計	TWA+STEL	TWAのみ		
化学的因子	339	291	118	173	52	343
粉じん	47	72		Total dust:56 Resp.dust:16		72
生物的因子	2	1	1		1	2
合計	388	364	119	245	53	417

B. 職場における物理的因子の職業曝露制限値規格 (GBZ 2.2)

危害因子	周波数	波長	備考
低周波電界	50 Hz		電場
高周波電磁界	100 KHz～30 MHz	3km～10m	電場/磁場
UHF放射	30 MHz～300 MHz	10m～1 m	
マイクロウェーブ	300 MHz～300 GHz	1 m～1mm	全身/四肢
レーザー		1mm～200 nm	目の直視/皮膚
紫外線放射		400 nm～100 nm	200 nm～100 nm
高温			WBGT>25°C
騒音			8h/40h等価騒音レベル: 85dB(A)
手腕系振動			4hにおける周波数補正振動 加速度:5m/s ²

C.労働生理制限値(GBZ 2.2)

危害因子	制限値/表示方法
肉体労働の強度	肉体労働強度指標
肉体業務時の心拍数エネルギー消費の生理的制限値	最大心拍数<150回/min
	最大心拍数値平均<120回/min
	8hエネルギー総消費6,276KJ/d

D. 生物曝露制限値

物質	数量
曝露物質	14
生物モニタリング指標	16
<u>生物曝露制限値</u>	20

2. 職業衛生方法規格



2.1 職業衛生方法規格

- A. 職場における有害化学物質の検出方法
- B. 職場における空気粉じんの測定規格
- C. 職場における物理的因子の測定規格
- D. 労働生理測定規格
- E. 直読式ガス検知
- F. 生物学的検出方法

A.職場における有害化学物質の検出方法

規格名	規格番号
職場における空気中有害物質検出のサンプリング仕様	GBZ 159-2004
職場における空気中有毒物質測定	GBZ/T 160.1-85 -2004 or 2007
	GBZ/T 160.38, 39, 42, 45, 48, 51, 52, 54, 55, 63, 68, 78, 82, 83, 84, 85-2007
職業衛生に係るバイオモニタリング品質保証仕様	GBZ/T 173-2006
密閉空間における空気直読式機器ガス検知仕様	GBZ/T206-2008

職場における有害化学物質の検出方法

	物質(種類)	毒物(種)	方法(個)
金属及びその化合物	28	64	45
非金属及びその化合物	12	38	40
有機化合物	45	198	124
合計	85	300	209

B. 職場における空気粉じんの測定規格

規格番号	規格名
GBZ/T192.1-2007	職場における空気中粉じん測定 第1部:総粉じん濃度
GBZ/T192.2-2007	職場における空気中粉じん測定 第2部:呼吸性粉じん濃度
GBZ/T192.3-2007	職場における空気中粉じん測定 第3部:粉じん分散度
GBZ/T192.4-2007	職場における空気中粉じん測定 第4部:遊離シリカ含有量
GBZ/T192.5-2007	職場における空気中粉じん測定 第5部:アスベスト繊維濃度

C. 職場における物理的因子の測定規格

規格番号	規格名	発効日
GBZ/T 189.1-2007	職場における物理的因子の測定 第1部:UHF放射	2007-11-1
GBZ/T 189.2-2007	職場における物理的因子の測定 第2部:高周波電磁界	
GBZ/T 189.3-2007	職場における物理的因子の測定 第3部:低周波電界	
GBZ/T 189.4-2007	職場における物理的因子の測定 第4部:レーザー照射	
GBZ/T 189.5-2007	職場における物理的因子の測定 第5部:マイクロウェーブ照射	
GBZ/T 189.6-2007	職場における物理的因子の測定 第6部分:紫外線照射	
GBZ/T 189.7-2007	職場における物理的因子の測定 第7部分:高温	
GBZ/T 189.8-2007	職場における物理的因子の測定 第8部分:騒音	
GBZ/T 189.9-2007	職場における物理的因子の測定 第9部分:手腕系振動	

D. 労働生理測定規格

規格番号		発効日
GBZ/T 189.10-2007	職場における物理的因子の測定 第10部:肉体労働の強度レベル	2008-2-1
	職場における物理的因子の測定 第11部:肉体労働時の心拍数	

E. 直読式ガス検知

規格番号	規格名	施行
GBZ/T206-2008	密閉空間における空気直読式機器ガス検知仕様	2008-2-1

F. 生物学的検出方法

WS/T174-1999	血中鉛、カドミウムの黒鉛炉原子吸光測定方法	19991229	20000501
WS/T175-1999	呼気中アセトンのガスクロマトグラフ測定方法	19991229	20000501
WS/T108-1999	血中鉛のオシロポーラログラフィー測定方法	19990121	19990701
WS/T109-1999	血清中セレンの水素化物発生-原子吸光測定方法	19990121	19990701
WS/T91-1996	尿中鉛のオシロポーラログラフィー測定方法	19970111	19970901
WS/T92-1996	血中ZPPの血液蛍光計測定方法	19970111	19970901
WS/T93-1996	血清中銅のフレイム原子吸光測定方法	19970111	19970901
WS/T94-1996	尿中銅の黒鉛炉原子吸光測定方法	19970111	19970901
WS/T95-1996	尿中亜鉛のフレイム原子吸光測定方法	19970111	19970901
WS/T96-1996	尿中TCAのトップスペースガスクロマトグラフ測定方法	19970111	19970901
WS/T97-1996	尿中クレアチニンの分光光度測定方法	19970111	19970901
WS/T98-1996	尿中クレアチニンの逆相高速液体クロマトグラフィー測定方法	19970111	19970901
WS/T52-1996	尿中馬尿酸の分光光度測定方法	19961014	19970501
WS/T53-1996	尿中馬尿酸、メチル基馬尿酸の高速液体クロマトグラフィー測定方法	19961014	19970501
WS/T54-1996	尿中フェニルグリオキシル酸・マンデル酸の高速液体クロマトグラフィー測定方法	19961014	19970501
WS/T55-1996	尿中パラアミノフェノールの分光光度測定方法	19961014	19970501
WS/T56-1996	尿中パラアミノフェノールの高速液体クロマトグラフィー測定方法	19961014	19970501
WS/T57-1996	尿中パラニトロフェノールの分光光度測定方法	19961014	19970501
WS/T58-1996	尿中パラニトロフェノールの高速液体クロマトグラフィー測定方法	19961014	19970501
WS/T59-1996	尿中4-アミノ-2,6-ジニトロトルエンのガスクロマトグラフ測定方法	19961014	19970501
WS/T60-1996	尿中PCPの分光光度測定方法	19961014	19970501
WS/T61-1996	尿中PCPの高速液体クロマトグラフィー測定方法	19961014	19970501
WS/T62-1996	尿中メタノールのトップスペースガスクロマトグラフ測定方法	19961014	19970501
WS/T63-1996	尿中チオジグリコール酸のガスクロマトグラフ測定方法	19961014	19970501
WS/T64-1996	尿中TCAの分光光度測定方法	19961014	19970501
WS/T65-1996	尿中クロルジメホルム及び4-クロロ-o-トルイジンの分光光度測定方法	19961014	19970501
WS/T68-1996	生物学的試料の開発に対するモニタリング・検査方法ガイドライン	19961014	19970501

規格番号	規格名	発効日
GBZ/T 173-2006	職業衛生バイオモニタリング品質保証仕様	2006-10-1

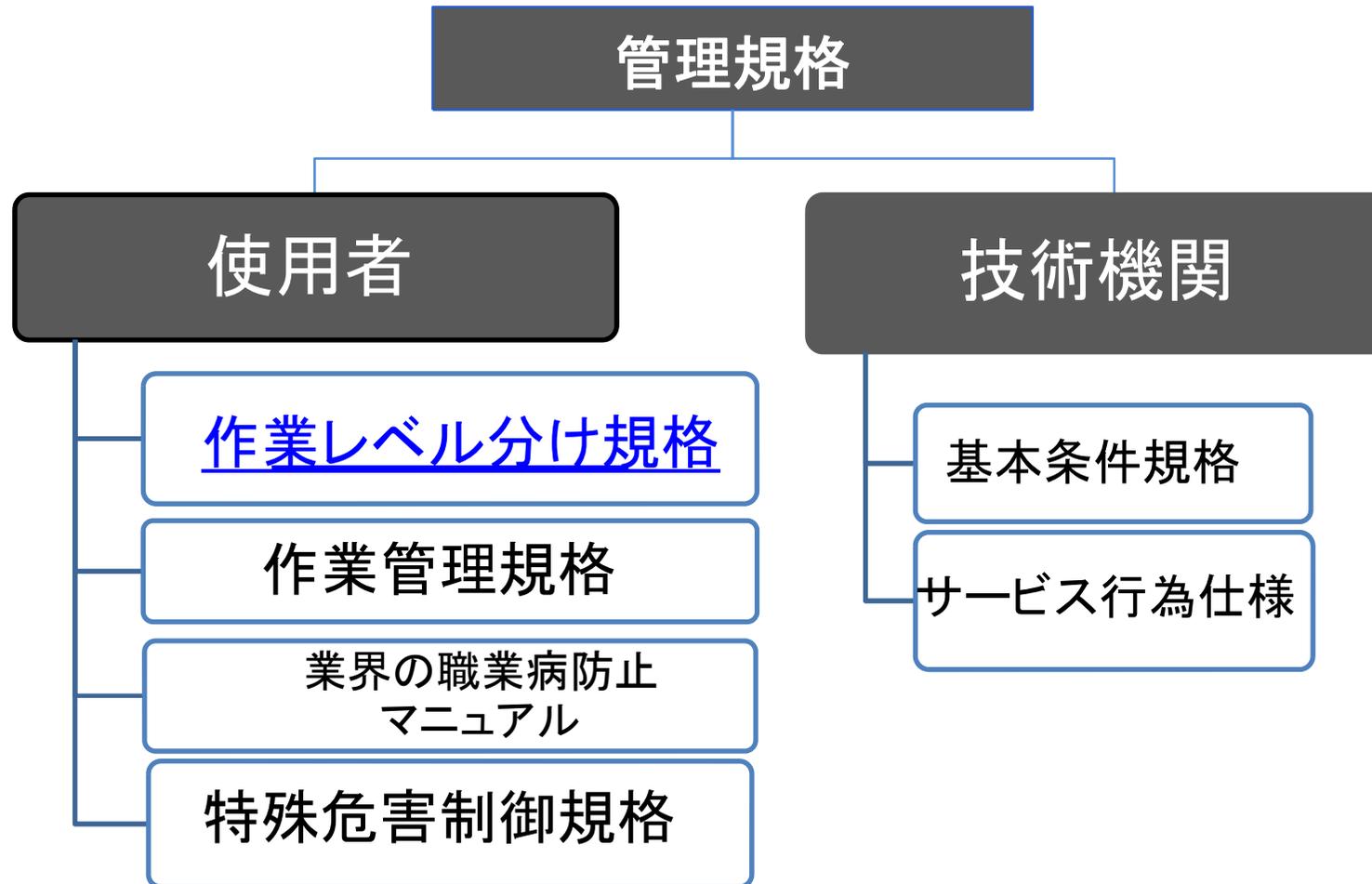
2.2 職業衛生評価規格

規格番号	規格名	発効日
GBZ/T196-2007	建設事業職業病危害事前評価技術ガイドライン	GBZ/T196-2007
GBZ/T197-2007	建設事業職業病危害抑制効果評価技術ガイドライン	GBZ/T197-2007
	建設事業職業衛生専門マニュアル作成ガイドライン	
	職場における職業健康リスクの評価方法	

2.3 職業衛生製品規格

A. 個人用保護具の使用仕様		
規格番号	規格名	施行
GBZ/T195-2007	有機溶剤作業場における個人用職業病保護具の使用仕様	2008-2-1
B. <u>機器選択(使用)仕様</u>		
GBZ/T 222-2009	密閉空間における直読式ガス検知器の選定仕様	2010-6-1
GBZ/T 223-2009	職場における有毒ガス検知警報装置の設置仕様	2010-6-1

3. 職業衛生管理規格



3.1 使用者職業衛生管理規格

A.職業衛生レベル分け規格

規格番号	規格名
GBZ 230-2010	職業的曝露毒物レベル分け規格
GBZ/T 229.1-2010	職業的曝露毒物レベル分け規格 産業粉じん
GBZ/T 229.2-2010	職業的曝露毒物レベル分け規格 化学物質
GBZ/T 229.3-2010	職業的曝露毒物レベル分け規格 高温
GBZ/T 229.4-2010	職業的曝露毒物レベル分け規格 騒音
GBZ 22-2007	肉体労働の強度レベル

B. 職業衛生作業管理規格

規格番号	規格名
GBZ/T 203-2007	劇毒物質作業現場職業病危害通知仕様
GBZ/T 204-2007	劇毒物質作業現場職業病危害情報マニュアル

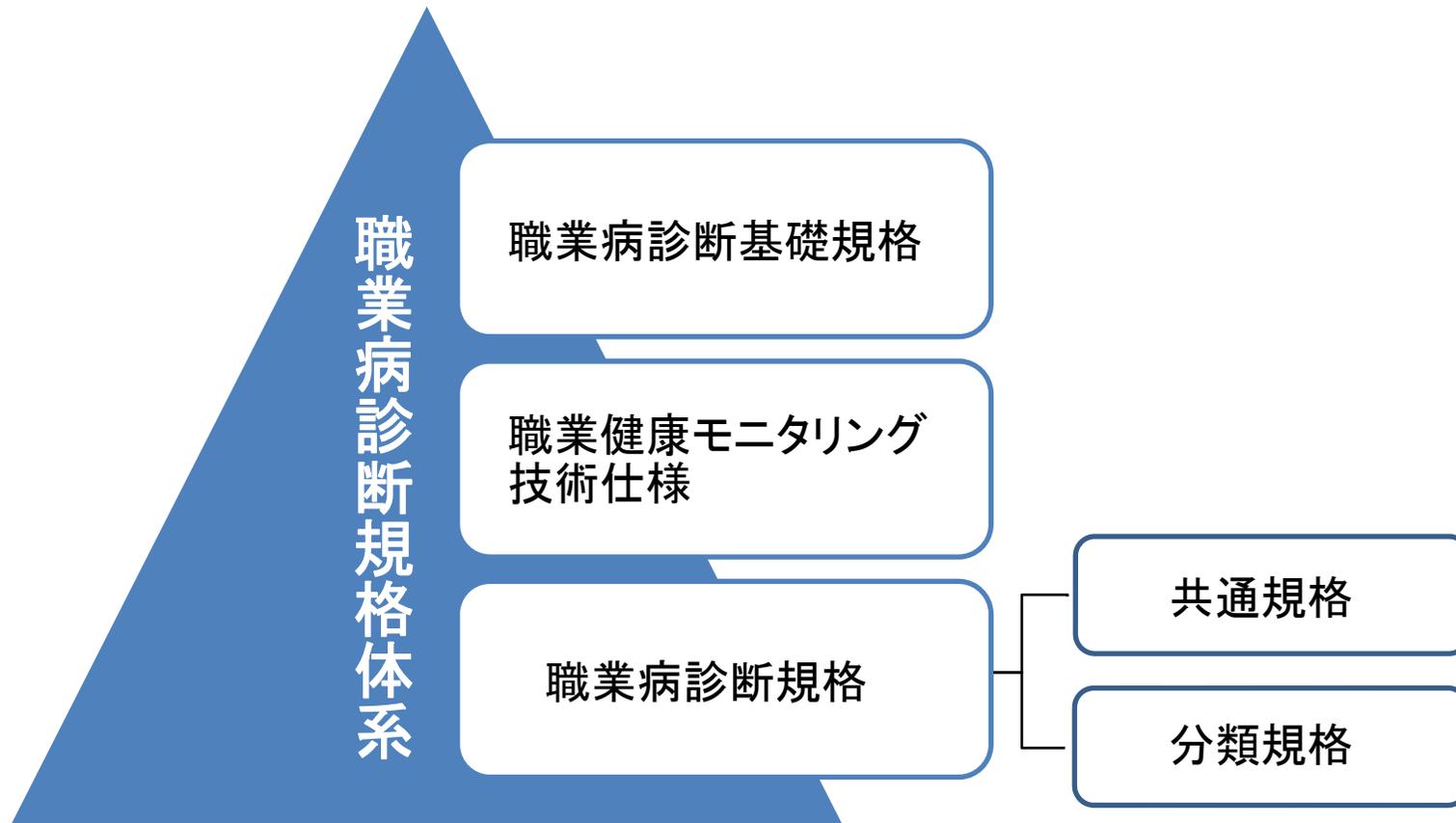
C. 職業衛生業界職業病防止マニュアル

規格番号	規格名	施行
GBZ/T199-2007	衣料品ドライクリーニング業職業衛生管理仕様	2008-2-1
GBZ/T 211-2008	建築業界職業病危害予防抑制仕様	2009-5-15
GBZ/T 212-2008	紡績・染色業職業病危害予防抑制マニュアル	
GBZ/T 231-2010	黒色金属(鉄・マンガン・クロム・鋼鉄)精錬・圧延加工業職業衛生防護技術仕様	2010-11-1
	膠着剤企業職業病危害予防抑制マニュアル	
	バッグ業界職業病危害予防抑制マニュアル	

D. 職業衛生特殊業界職業危害抑制マニュアル

規格番号	規格名	実施
GBZ/T205-2008	密閉空間作業に関する 職業危害防護マニュアル	
GBZ/T 213-2008	血液媒介病原体職業曝露防護ガイドライン	2009-9-1
GBZ 221-2009	消防士職業健康規格	2010-4-15

職業病診断規格体系



職業病基礎規格

- 職業病診断規格用語(GBZ/T157-2009)
- 職業病診断規格作成マニュアル(GBZ/T 218-2009)
- 労働能力鑑定 従業員労災・職業病身体障害度レベル(GB/T16180-2006)
- 職業病診断鑑定(表現)仕様*
- 職業禁忌症の区分*

職業病診断の一般規格

- 職業性急性化学物中毒診断規格総則
- 職業性急性隠匿式化学物中毒診断規格
- 職業性化学物質由来性急死診断規格
- 職業性急性化学物中毒性神経系疾患診断規格
- 職業性急性化学物中毒性呼吸系疾患診断規格
- 職業性急性化学物中毒性血液系疾患診断規格
- 職業性急性化学物中毒性心臓病診断規格
- 職業性急性化学物中毒性腎臓病診断規格
- 職業性中毒性肝臓病診断規格
- 職業性急性化学物中毒性多臓器機能不全診断規格
- 職業性慢性中毒性末梢神経障害診断規格*
- 職業性刺激性ガス慢性呼吸器障害診断規格
- 職業性急性中毒後遺症診断規格
- 職業性感染症診断規格

職業病診断分類規格

- 職業中毒診断規格
- 粉じん由来性疾患診断規格
- 振動による疾患診断規格
- 異常気象による疾患の診断規格
- 異常気圧による疾患の診断規格
- 職業性皮膚症診断規格
- 職業性眼疾患診断規格
- 職業性耳・鼻・喉・口腔疾患診断規格
- 職業性アレルギー性疾患診断規格
- 職業性伝染性疾患診断規格
- 職業性腫瘍診断規格
- 職業性損傷性疾患診断規格
- 職業性放射線疾患診断規格



谢谢!

ご清聴ありがとうございました